

## 公の施設【基本情報】

施設名	新潟市西川地区公民館・西川学習館
所管部・課	教育委員会中央公民館
所在地	新潟市西蒲区曾根1951番地
根拠法令	教育基本法, 社会教育法
設置条例	新潟市公民館条例, 新潟市西川学習館条例, 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
施設概要	敷地面積 6,180.36㎡, 建築面積 962.91㎡, 延床面積 1,857.92㎡ 建物構造・主な施設内容(構成施設の内容) 1階: 事務室, 講堂A・B, キッズルーム, ラウンジ 2階: 和室A・B, 研修室A, 研修室B, 研修室C, 学習室

施設 の 設置 目的
<p>市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、公民館を設置します。</p> <p>市民の生涯にわたる学習活動を支援し、もって豊かな生涯学習社会の実現に寄与するため、新潟市西川学習館を設置します。</p>
管理・運営に関する基本理念, 方針等
<p>【基本方針】</p> <p>1 「学びを通じた地域の絆づくりとコミュニティの活性化」: 地域とつながり、学びを通じて地域課題・社会的課題やニーズに迅速に対応しながら、地域の絆づくりとコミュニティの形成・活性化に努めます。</p> <p>2 「学・社・民の融合による地域教育力の向上」: 公民館は、学・社・民の相互の連携や協力により、教育目標を共有化し、それぞれの役割の中で豊かな人間性を培い、地域教育力の向上を支援します。</p> <p>3 「市民一人一人の多様なニーズに応じた学習機会の充実」: 子育てや家庭教育の支援、青少年の健全育成、高齢者の学習機会の充実など、各世代の学びに対する場の提供と支援に努めます。また、市民団体等との連携を推進します。</p> <p>【重点事業】</p> <p>基本方針実現に向け、以下のとおり重点事業を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域コミュニティ活動の活性化を支援する事業</li> <li>2. 学・社・民の融合による人づくり, 地域づくりを推進する事業</li> <li>3. 家庭の教育力の向上を支援する事業</li> <li>4. 青少年の生きる力を育む事業</li> <li>5. 高齢者の学習や社会参加を支援する事業</li> <li>6. 現代的課題を探り, 解決を支援する事業</li> </ol>